

## 第1回口頭弁論 報告集会

参議院議員会館 B107

17:00~18:00

### 【 プログラム 】

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 1 あいさつ          | 代理人弁護士 寺井一弘 |
| 2 第1回口頭弁論の裁判の様子 | 同 黒岩哲彦      |
| 3 裁判の法的な展開について  | 同 伊藤真       |
| 4 陳述をした原告らの感想   | 原告らから       |
| 5 訴訟の今後の展開      | 代理人弁護士 福田護  |

※次回 国賠訴訟裁判の期日を書き込んでください 月 日 時

安保法制の差し止めの裁判は、9月29日14:00【103号法廷】です。

#### <1日の経過>

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| 13:00       | 裁判所前 広報          |
| 13:10~13:30 | 傍聴者の抽選のため抽選場集合   |
| 13:30       | 抽選               |
| 13:30       | 103号法廷 開扉        |
| 14:00       | 開廷               |
|             | 訴状陳述 答弁書陳述       |
|             | 原告代理人意見陳述 原告意見陳述 |
| 15:45       | 記者会見             |
| 17:00~18:00 | 報告集会             |

## 原告ら訴訟代理人 弁護士 寺 井 一 弘

私は、「安保法制を違憲とする国家賠償請求訴訟」の代理人の一人である弁護士の寺井一弘であります。

本件訴訟の第一回期日である本日に私ども代理人と原告の方々に意見陳述の機会を与えていたいた裁判所に心から感謝して敬意を表したいと思っております。

私からはまず、本件訴訟にかける私自身の思いなどにゆえに多くの市民と弁護士がこの裁判を提訴したか、それについて率直な考え方述べさせていただきたいと思います。ご承知の通り、安倍政権は昨年9月19日にわが国の歴史上に大きな汚点を残す採決の強行により集団的自衛権の行使を容認する安保法制を国会で成立させ、3月29日にこれを施行いたしました。そして安倍首相は憲法改正に着手することを明言し、7月の参議院選挙では与党を中心とした改憲勢力が3分の2を占めるという結果となりましたが、今日の事態はわが国の平和憲法と民主主義を守り抜いていくにあたって、きわめて深刻であると言わなければなりません。

私は昨年9月19日の夜、集団的自衛権行使容認の閣議決定の具体化としての安保法制の採決が強行された時、国会周辺に集まった多くの市民の方々とともにわが国の平和憲法が危機に瀕していること、70年間以上にわたって「一人も殺されない、一人も殺さない」という崇高な国柄が一夜にして崩壊していくのではないかということを強く実感させられました。憲法9条がなし崩し的に「改正」させられていくことへの恐怖と国民主権と民主主義が最大の危機に陥っていることを憂える市民の方々、老人、女性、労働者、若者たちの表情の一つ一つは今も私の脳裏に焼きついております。そして、私はその場で戦前、戦中、戦後の時代を苦労だけを背負って生き抜いた亡き母のことを想い出しておりました。

私ごとでまことに恐縮ですが、私の生い立ちと母のことについて若干お話をすることをお許しいただきたいと思います。私の生き方の原点につながり、今回の違憲訴訟の代理人になったことに深く関わっているからです。

私は日本の傀儡国家であった中国満州の「満州鉄道」の鉄道員だった父と旅館の女中をしていた母との間に生まれ、3歳の時にその満州で終戦を迎えた。8月9日のソ連軍の参戦により、満州にいた日本人の生命の危険はきわめて厳しくなり、私の父も私を生かすため中国人に預ける行動に出たようです。しかし、私の母は父の反対を押し切り、残留孤児になる寸前の私を抱きしめて故郷の長崎に命がけで連れ帰ってくれました。

引揚者として原爆の被災地である長崎に戻った私ども家族の生活は、筆舌に尽くせないほど貧しく、母は農家で使う縄や筵をなうため朝から晩まで寝る時間を削って働いていました。最後は結核になって病いに伏せてしましましたが、母はいつも私に「こうして生きて日本に帰ってこれたのだからお前は戦争を憎み平和を守る國づくりのため全力を尽くしなさい」と教え続けてくれました。その母も今やこの世を去ってしまいましたが、若し9月19日の参加者の中に母がいたならば、涙を流しながら私の手を握りしめて悲しい表情をしていたのは間違いないだろうと考えていました。私はこうした母の教えを受けて弁護士となり、これまで憲法と人権を守るためにさまざまな活動をしてきましたが、今回の明らかな憲法違反である安保法制の強行は私の母と同じような生き方をしてこられた多くの方々と私自身の人生を根底から否定するものであると痛感して、残された人生を平和憲法と民主主義を踏みにじる蛮行に抵抗するための仕事に全てを捧げようと決意して代理人を引き受けたことにいたしました。おそらくこうした思いは本日裁判所に出頭されている方々を含めて多くの原告や代理人が共通にされていると思います。

ところで私どもは、昨年9月に「安保法制違憲訴訟の会」を結成してこれまで全国の憲法問題に強い関心を持つ弁護士仲間と平和を愛する市民の皆様に対して、共に違憲訴訟の戦いに立ち上がるよう呼びかけて参りました。その結果、本日までに全国すべての各地から1000名近くの弁護士が訴訟の代理人に就任し、訴訟の原告となられた方は現在までに全国で2700名となっております。この勢いは今後もさらに広がっていき、全国的に怒濤のような流れになっていくことは間違ひありません。

そして私どもは本年4月26日に「国賠訴訟」と「差止訴訟」を東京地方裁判所に提訴しましたが、東京地裁以外においては、4月に原発事故発生地での福島地裁いわき支部、そして高知、大阪、長崎、岡山、埼玉、長野、女性グループからの提訴が相次ぎ、今後、札幌、仙台、横浜、群馬、名古屋、京都、広島、山口、愛媛、福岡、熊本、宮崎、鹿児島などでも提訴が準備されています。それとともに東京、大阪などでは第二次、第三次の提訴がなされますので、その動きは時を追って急速に全国に拡大していくものと考えています。

私どもは圧倒的多くの憲法学者、最高裁長官や内閣法制局長官を歴任された有識者の方々が安保法制を憲法違反と断じている中で、行政権と立法権がこれらに背を向け、国会での十分な審議を全くすることなく安保法制法の制定を強行したことは、憲法の基本原理である恒久平和主義に基づく憲法秩序を根底から覆すものだと考えております。このような危機に当たって、司法権こそが憲法81条の違憲審査権に基づき、損なわれた憲法秩序を回復し、法の支配を貫徹する役割を有しており、またその機能を発揮することが今ほど強く求められているときはないものと確信しています。私どもは、裁判所が憲法の平和主義原理に基づく法秩序の回復と基本的人権保障の機能を遺憾なく発揮されることを切に望むものです。

最後に、現政権はこの安保法制問題について国民が「忘却」することをひたすら期待しているようですが、私どもは、こうした策動に屈することなく、これからわが国の未来のために平和憲法を死守することを絶対に諦めてはならないと考えて今回安保法制の違憲訴訟を提起いたしました。裁判所におかれても多くの市民の方々の心からの願いと真摯に向かい合われるこことを切望して、私からの意見陳述とさせていただきます。

以上

原告ら訴訟代理人 弁護士 角田由紀子

## 1 安保法制法の制定は、多くの市民・国民に具体的に大きな苦痛を与えたことについて

多くの市民・国民は、現行憲法のもとで少なくとも戦争とは無縁に平和に生きることを保証され

てきました。戦後71年、この国は戦争によって国民が人を殺したり、殺されたりすることはただの1度も経験することはありませんでした。これは、国際的に見れば極めて異例なことです。言うまでもなく、それを可能にしてきたのは、憲法9条の存在です。しかし、安保法制法の制定は、一挙にそれを覆したのです。多くの市民・国民が安保法制法の制定に反対して国会前に集まり、あるいは様々な場所で声を上げ続けたのは、憲法9条を葬りさるかのような法律の制定を認められなかつたからです。国民が国内外で命の危険にさらされること、場合によっては戦争行為に加担させられるであろうことには、どうしても納得できないからです。

## 2 市民・国民が受けた具体的な被害について

本件の原告らには様々な人が含まれています。年代も経験もさまざまです。実際に第2次世界大戦を経験した人々も含まれています。それらの人たちにとっては、安保法制が現にもたらしている苦痛は言葉にできないものがあります。それらの人々が実際に経験した地獄を、71年後に再び目の当たりにさせられるものだからです。

確かに戦争の姿は、第2次世界大戦のそれと現代のそれとは同じではないでしょう。しかし、人を殺すことが戦争の究極の目的であることは、今も同じです。本件原告である戦争体験者の語る恐怖や苦痛は、戦争によって被害を受けた者とのことです。今回の安保法制法の制定によって、これらの原告が感じる苦痛は、自分たちの過去の筆舌に尽くしがたい悲惨な体験に基づいたものです。今回の法制定は、過去のものであった苦痛を現実のものとして原告らに再体験をせまっています。空襲被害や原爆被害は、どのように表現しても語り尽くせないものであり、その心身の苦痛は、今も癒えることがありません。そのような原告たちにとっては、トラウマ体験を再来させる行為が今回の法制定です。被害は将来起きるかもしれないものではなく、現に起きているのです。

次に注目しなければならないのは、現に戦争と隣合わせで暮らすことを余儀なくされている原告たちです。アメリカ軍や自衛隊の基地周辺で暮らしている人々です。沖縄はもとより、本土にも多くの米軍基地が置かれています。安保法制法制定

以前からこれらの基地周辺に住んでいる人々は、常に危険と恐怖と隣り合わせで生活することをいわば強制されてきております。しかし、安保法制制定によってその恐怖と危険はさらに強いものとなりました。例えば、原子力空母が配備されている横須賀基地では、戦争と原発被害との2重苦が現実化することを考えざるを得ないのです。日本がアメリカとともに他国間で戦争になった場合、横須賀は真っ先に攻撃対象となることは、火を見るよりも明らかです。安保法制法は、その危険性をより確かなものにしました。基地周辺に暮らす人々の恐怖はすでに現実のものになっています。

航空機関で働く労働者、船舶で働く労働者、鉄道で働く労働者らは、いったん事があれば、自分の意思に反しても、戦争行為に協力することが求められる立場にあります。これらの労働者は、すでに危険と背中合わせの現場にいます。安保法制法により、その危険がさらに増すことを実感しております。

教育に携わる市民・国民は、安保法制法の制定により、自分の信念に反することを教えることを求められています。例えば、憲法について教える者は、今までの自分が正しい信じてきたことと政府の立場との大きな違いに戸惑い、学生にどう教えればよいのか悩んでいます。教育者が自分の良心に反することを教えることはできません。しかし、安保法制法はそれを求めるのです。教育者がこのように自分の良心を封印することを求められることは、この上ない精神的苦痛です。それがすでに起きているのです。

その他の市民・国民もそれぞれに苦痛を味わっております。ごく普通の市民・国民にとって安保法制法を持つ国であっても、ここで生きるしか選択肢はありません。そして平和主義を捨てたとみなされる国に属していることが、外国でのテロの対象になることは、本年7月のバングラデシュでのテロ事件が証明しました。1945年以降、この国に生きてきた人々は、戦争とは無縁でいられることが、何よりも嬉しく、誇らしく、生きる支えになっておりました。どんなに貧しくても、平和に安心して生きることができる事が最大の喜びでした。多くの市民・国民には、憲法とともに生き、憲法に育てられてきたとい

う確かな実感があります。憲法は、多くの市民・国民の文字通り人間としての骨格を形作ってきたのです。それを、昨年、多くの市民・国民が目にした理不尽な方法で奪われ、戦争に連なる恐怖や不安にさらされることで原告たちは深く傷つけられております。さらに、この痛みは、原告たちにとどまらず、未来に生きる子どもたちをも傷つけるものです。

原告らは、司法が、この人権の危機において本来の任務を果たすことを切望しております。

以上

原告ら訴訟代理人 弁護士 福田義

## 1 憲法9条は、政府が戦争を起こさない防波堤

憲法9条は、戦後70年間、この国が「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないように」するための、大きな防波堤であった——私はそう考えています。

憲法9条は、戦争の放棄からさらに進んで、戦力を持たない、交戦権を否認するという世界に比類のない規定をしています。これらの規定をどう理解するかはいろいろな立場がありますが、少なくとも9条は、自衛権を前提として自衛隊を保有するに至っても、他国の戦争に参加して戦争当事国になることはできないと、政府に歯止めをかけてきました。それが、自衛権発動の3要件であり、集団的自衛権の行使の禁止という政府の憲法解釈として、現実的な枠組を作ってきました。山口繁元最高裁長官は、この政府解釈を、「単なる解釈ではなく、規範として骨肉化したもの」と表現しました。

自衛隊の海外派遣の禁止の原則も、自衛隊のイラク派遣による支援活動のように危険なきわどい状況もありましたが、それでもその活動を「非戦闘地域」に限定し、武力を行使する他国への武器・弾薬等の提供を禁止し、他国の武力行使と一体化して戦争当事国とならないための枠組を制度的な担保として設定してきました。

これらの政府の憲法9条解釈は、自衛隊創設以来、内閣法制局を中心、60年にわたって積み上げられてきました。このようにして憲法9条は、政府と自衛隊の行動を制約し、政府の行為によっ

て再び戦争の惨禍が起こることのないように、その防波堤になってきたのです。

## 2 新安保法制法は、憲法9条の堤防に大きな穴を開けた

新安保法制法は、こうして営々と積み上げてきた政府の憲法解釈の安全弁、制度的保障を、ことごとく突き崩そうとするものです。集団的自衛権の行使の容認はもちろん、後方支援活動も、「現に戦闘行為が行われている場所」以外なら戦争中の他国に弾薬の提供までもできるようになるなど、自衛隊が他国の武力の行使と一体となってしまい、敵国の攻撃にさらされかねない極めて危険なものに変貌しました。

それを超えたら違憲だという一線を、新安保法制法は明らかに踏み超えました。憲法9条の堤防は、大きな穴を開けられてしまいました。国際情勢の水位が上がれば、堤防は決壊を免れません。南スーダンのPKOも心配です。そこにはもはや停戦合意などない状態なのに、自衛隊は、PKO原則に基づいて撤退するどころか、新法に基づく新たな任務としての駆け付け警護や、その任務を遂行するための強力な武器使用まで準備されている状況にあります。戦後70年を超えて初めて、武力紛争による死者が出かねません。

新安保法制法は、地理的な限定を取り払って、自衛隊が世界中に、隨時派遣され、米軍等の戦争に参加し、あるいは戦争を支援できる体制を作り、日本が戦争当事国となったりテロ攻撃にさらされたりする機会と危険を大きく拡大したのです。

## 3 安保法制法の制定過程での立憲主義・民主主義の蹂躪

新安保法制法の制定過程は、憲法9条の内容を変えただけではありません。安倍内閣は、集団的自衛権の禁止を堅持してきた内閣法制局の長官を更迭して容認論者に入れ替える異例の人事を強行しました。閣議決定と法律の制定という方法で解釈改憲をするいわば下克上により、憲法の根本理念である立憲主義を蹂躪しました。国会に法案を提出する前に、同様の内容をアメ

リカと約束する新ガイドラインを先行して締結し、安倍首相はアメリカの上下両院合同議会で「夏までには法案を成就させる」と表明しました。国会軽視も甚だしいものですが、その国会審議では、ホルムズ海峡の機雷掃海の必要性などの立法事実がないことが露呈してきたにもかかわらず、採決が強行されました。速記も残らない大混乱の中での参議院特別委員会の採決に象徴されるように、言論の府における代表制民主主義が蹂躪されました。

内閣が暴走し、政府のご意見番としての内閣法制局の権威が失墜し、国会は機能不全に陥って民意を代表しない状況のもとで、新安保法制法が施行されました。その適用による国民・市民の権利の侵害に対し、司法による積極的な憲法解釈が、この国のためにどうしても必要であると考えます。

以上

原告ら訴訟代理人 弁護士 伊藤 真

### 1 最高裁昭和60年判決と平成17年判決

本件訴訟においては、原告は、国会の新安保法制法の制定行為が国家賠償法上の公権力の行使として違法であることを主張している。この点に関し、いわゆる在宅投票制度訴訟の上告審判決（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁。以下、「昭和60年判決」という。）において、「国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法一条一項の規定の適用上、違法の評価を受けない」とされた。

しかし、その後、最高裁は、いわゆる在外邦人選挙権制限違憲訴訟上告審判決（最高裁判所大法廷平成17年9月14日民集59巻7号2087頁。以下、「平成17年判決」という。）において、上記昭和60年判決を維持しつつも、国会議員の立法行為が国家賠償法1条1項の適用において違法となるとして、原告に対する国家賠償を認容している。

そこでは、「立法の内容が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」にも例外的に、国会議員の立法行為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価

を受けるものとされた。

この2つの判決の関係について、再婚禁止期間に関する最高裁大法廷平成27年12月16日判決の判例評釈を執筆された加本牧子最高裁判所調査官は、「昭和60年判決は、違法になる場合をその例示のような事案以外につき一切否定したものとは解されないし、平成17年判決も、立法行為等の違法性が認められる場合が『例外的な場合』であるとする点で同旨」と述べている（「最高裁大法廷 時の判例」 ジュリスト1490号94頁）。

## 2 ハンセン病訴訟熊本地裁判決の考慮要素について

事例判断という点で、参考になるものが、いわゆるハンセン病訴訟熊本地裁判決（熊本地裁平成13年5月11日判決）である。そこでは、少数者の人権保障を脅かしかねない危険性、新法の隔離規定が存続することによる人権被害の重大性とこれに対する司法的救済の必要性等が検討されている。

結局、「立法の内容が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」（平成17年判決）には、例外的に立法行為の違法性が肯定され、その判断にあたっては、少数者の人権保障を脅かしかねないか、人権被害が重大か、司法的救済の必要が高いかなどの考慮要素を検討すべきなのである。

## 3 本件は国家賠償が認められるべき例外的な場合である

本件の新安保法制法の立法行為は、明白な違憲立法の制定行為であり、「立法の内容が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」にあたる。

すなわち、新安保法制法の制定行為は、歴代の日本政府の見解が違憲であるとしてきた集団的自衛権の行使や非戦闘地域以外における後方支援を認めるものであり、戦争被害者、原爆被害者、基地周辺住民等として特に、平和的生存権、人格権の重大な侵害を受けている少数者の人権被害を招いている立法行為である。また、内閣法制局による事前の憲法統制がこれ

までのように機能しなかったのであるから、司法的な救済の必要性は極めて高いといえる。多くの憲法学者、元内閣法制局長官、元最高裁長官までもが違憲と指摘する法律を採決の強行により制定してしまうことは、これまで前例がなく「極めて特殊で例外的な場合」にあたる。

以上から、本件新安保法制法の国会議員による制定行為は、国家賠償法1条1項の適用上、優に違法と評価されるべきものである。

## 4 最後に

この後の原告らによる意見陳述から明らかなように、原告らは一様に、今回の新安保法制による憲法破壊、憲法9条の平和主義の毀損によって、大きな精神的苦痛を被っている。この原告らの損害の重大性、人権侵害の重大性を判断するためには、どれほど無謀な憲法破壊が行われたのか、憲法9条がどのように破壊されたのかを明らかにする必要がある。つまり、新安保法制の違憲性を判断しなければ、原告らの被害の重大性も、立法行為の違法性も判断することができないのである。

裁判所には今回の新安保法制の立法内容の違憲性に真正面から向き合って、原告の救済を図る責務があると考える。そしてその判断を通じて、この国の憲法秩序を回復する重大な職責があると考える。

この裁判では、多岐にわたる論点を争うことになるが、憲法秩序を破壊する政治部門に対して司法がどうあるべきか、その姿勢と司法の存在意義が問われていることは間違いない。裁判を多くの国民が注視している中、国民の司法への期待と信頼を裏切ってはならないこと、そして憲法価値を実現する職責が裁判所にあることを、この裁判の冒頭に申し添えておきたい。

以上

原告ら訴訟代理人 弁護士 中舗 美香

私は、本件訴訟の代理人の一人である弁護士です。また、現在、長崎で提起されている新安保法制違憲国賠訴訟の弁護団の一人でもあります。

本訴訟の原告には、被爆者の方々がいらっしゃいます。また、長崎で提起した訴訟の原告は、そ

の多くが被爆者です。

これまで、被爆地長崎において被爆関連訴訟に携わり、原爆を体験した者たちの、戦争に対する思いを知る者として、この機会に意見を述べさせて頂きます。

今から71年前の1945年8月9日、長崎へ投下された原子爆弾は、その強烈な熱線と爆風、強い放射線により、7万人もの命を一瞬で奪い去りました。

熱線や爆風、初期の強い放射線を免れ、火の海を彷徨い、なんとか生き延びた者たちも、原子爆弾特有の残留放射能の影響により、その後、次々と命を奪われていきました。

放射線は、人の細胞の遺伝子レベルにまで作用し、戦争が終わった後も、被爆者に、がんや白血病等、様々な病気をもたらしました。さらに、放射線の遺伝的な影響により、被爆者だけにとどまらず、その子や孫までもが、健康不安に脅かされています。原子爆弾の放射線は、71年経った今でも、被爆者たちを苦しめ続けているのです。

この原子爆弾による非人道的な被害について、政府は、昭和32年の原爆医療法制定以来、法令の改正を重ねながら、被爆者援護施策を実施してきました。

現在、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」、いわゆる「被爆者援護法」により、被爆者に対する医療や福祉等の援護が実施されています。

その被爆者援護法の前文には、次のような言葉が宣言されています。

「昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾という比類のない破壊兵器は、幾多の尊い生命を一瞬にして奪ったのみならず、たとい一命をとりとめた被爆者にも、生涯いやすことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の中での生活をもたらした。…

…我々は、再びこのような惨禍が繰り返されることがないようにとの固い決意の下、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、核兵器の究極的廃絶と世界の恒久平和の確立を全世界に訴え続けてきました。

ここに、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、我々は、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、…被爆者に対する…総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。」

しかし、この崇高な決意とは裏腹に、政府は、再び戦争を可能にするような安保法制を推し進めています。

政府の進める安保法制は、他国の戦争に巻き込まれるリスクや不安を伴うものであり、憲法および被爆者援護法がその前文で謳う、「恒久の平和」とは相容れないものです。

長崎・広島で原爆を体験した被爆者たちは、原爆投下によって地獄のような光景を目の当たりにし、その後も、放射線の影響による健康被害や健康不安を抱え、戦後71年経った今でも、なお癒えぬ心身の苦痛とともに生活しています。

今回、新安保法制法が制定されたことによって、被爆者たちは、かつての地獄を思い出し、再び原爆被害に遭うのではないか、子供や孫までもが自分と同じ目に遭うのではないかと、強い不安や恐怖を感じています。

さらに、被爆者たちは、悲惨な戦争を体験したことで、憲法が定める平和主義を何よりも尊重し、その平和主義の実現を心から望んでいます。そのため、政府・与党が、自分たちの意に反し、憲法の掲げる平和主義に反する新安保法制法を強行的に制定したことにより、耐えがたい苦痛を感じています。

新安保法制法の制定は、こうした、被爆者たちの人格権、平和的生存権、憲法決定権といった人権を侵害する行為なのです。

長崎原爆の被爆者をはじめ、全国で新安保法制違憲国賠訴訟の原告となっている者たちは、裁判所に対し、平和主義実現への一縷の望みを託しています。裁判所が、憲法に保障された人権を守る最後の砦となることを願って、私の意見陳述とさせていただきます。

以上

## 原告意見陳述 堀 尾 輝 久

私が本件の原告になることを決意した理由

### 1 私の成育史

私は1933年福岡県小倉生まれ。1937年、4歳の時日中戦争がはじまり、父は戦場へ。6歳の時、中国北部で戦病死した。靖国に祀られ、我が家は「尊れの家」となった。学校では戦争は「東洋平和のために」と教え込まれ、やがて私は当然のように軍国少年になっていた。

敗戦は12歳、小倉中学1年の夏。終戦の安堵と将来の不安。教科書の墨塗り体験は、それまでの価値観を自分の身体で否定する、否定される体験であり、翌年配られた「新しい憲法のはなし」は新鮮な驚きであった。戦後改革、憲法と教育基本法のもとでわたしの青年期は始まる。

大学では比較的に自由な法学部政治学科に入ったものの、なじめず、さらに人間の問題を深く考えたいと思い、人文科学研究科の大学院で教育哲学・教育思想を専攻した。

### 2 研究者として、教師として

戦争と平和の問題は、なぜ自分は軍国少年であったかの問い合わせとして、学部生の時からの関心事であった。法学部では、丸山真男ゼミで「日本におけるナショナリズムとファシズム」、尾高朝雄ゼミでカントの「永久平和論」を読み、大学院では現場教師の平和教育実践に触発される。私の研究も戦後改革への関心から憲法と教育基本法の成立過程を精査して、『教育理念』（東大出版 1976）として上梓。その後も、新資料に基づき憲法9条の押し付け論を批判し、その世界史的意味を考察してきた。（「戦争と教育そして平和へ」『総合人間学会年報』4号 2010、「憲法9条と幣原喜重郎」『世界』2016.5月号）

また人格形成を軸とする人間教育にとって、平和は条件であり、目的であると考え、平和主義を教育思想の中軸に据え、さらには自分の生き方として捉えるようになってきた。（『人間形成と教育』岩波 1991、『地球時代の教養と学力』かもがわ 2005）

東京大学では、教育学、教育思想の講義とともに「平和と教育」ゼミを続け、中央大学では国際教育論を講じ、現在も総合人間学会で「戦争と平和の問題を総合人間学的に考える」研究会を主催している。

この間憲法に対する確信も深まり、憲法9条の精神を守るだけではなく世界に拡げることをこそ

憲法は求めていると考へ、同じ思いの先輩方を引き継いで、国際憲法学会や9条世界会議、パリでの国際平和教育会議にも参加してきた。今は「9条を持つ地球憲章を！」の国際的な運動をすすめるため、世話人の一人として準備をしている。私の研究・教育活動の軸には平和への希求と9条の理念があったのだと改めて思う。

### 3 精神的打撃

この間の経緯と現在の状況は私の精神のありようにとって厳しいものがある。安倍内閣のもとでの教育基本法制定（2006年）は衝撃的であり、教育学研究の根拠を奪われる思いであった。しかし憲法がまだ生きている、と思い直してきた。

しかし、安保法体制が進めば、マスコミと教育は国民馴化のための手段となり、社会から、学校から自由の雰囲気が消えていき、再び軍国少年少女が育てられるのではないか。貧困と格差は経済的徴兵の温床となるのではないか。そのような事態こそ、人格権としての幸福追求の権利を制約し奪うことになる。

このような憲法が侵される事態は堪え難い苦痛である。それは研究者としての苦痛であるとともに、平和主義を自分の生き方として選びとった私にとっての人格権の侵害そのものと言うべき苦痛である。

長らく教育研究に身をおき、平和の思想史と平和教育の実践的研究に携わり、前文・9条に誇りをもって生きてきた者として、さらに「9条を持つ地球憲章」を創る仕事に取り組もうとしている者として、この事態は、私の研究の根拠を、さらには私の生き方を国家権力によって否定され、奪われる思いである。

これまで教育関連の裁判においては、学者として意見書を書くことはあっても、自ら原告になることはなかった。しかし今度ばかりは、自ら原告となる道を選んだ。それほど苦痛を受けているということである。それは個人としての苦痛にとどまらず、教育研究者として未来世代に責任を負うものとしての憤り（公憤）でもある。

戦前戦中そして戦後を生きてきた人間の一人として、未来世代の権利を護る責任をもつ世代の一人として、法の前に立ちたいと思う。

以上

## 原告意見陳述 萩 山 南帆子

私は、1989（平成元）年生まれです。両親が共働きだったため、一人っ子の私は、日中祖母の家に預けられることが多かったです。

祖母は、戦争のことを私によく話してくれました。戦争で祖母の兄弟や家族が亡くなり、祖母自身も戦火に逃げ回ったそうです。祖母は1945年8月2日の八王子大空襲を経験しています。八王子の街の約80%が焼かれて何もなくなったということです。「火に追われ必死に逃げ回っているのは、今の私ではなくてあなたくらいの子どもだったのよ」と言われ、私は自分自身が火に追われ逃げる様子を想像し、親を亡くすことを想像するようになりました。心から怖いと思いました。

祖母は、戦争の話をした後、いつも「今は二度と戦争をしないという憲法ができたのよ」と本当にうれしそうに話してくれました。私は八王子の街を逃げ回らなくてもいいし、親を亡くして独りぼっちになってしまふこともないと子ども心に安堵しました。私は、「憲法があって良かった!」と心から思ったのです。

小学校6年生の秋にアメリカの9.11がありました。私は、なんでこんなテロを起こしたのか疑問を持ちました。私は、アフガンの人たちがアメリカを憎む原因を考え、また、9.11で犠牲になられた人たちの苦しみを想像しました。アメリカが始めた、いわゆる「正義の戦争」はアフガンの人たちから見たら「正義」ではなく「悪」ではないだろうか。そして、なぜテロを起こしたのかと考える中で、「貧困」や「差別」がもとにあり、「戦争」は憎しみの連鎖にしかならないということは、12才の私にも分かりました。

中学1生だった2002年12月、イラク戦争が始まる直前に、初めて母と一緒にイラク戦争反対の集会に日比谷野外音楽堂に行きました。同じ思いの人が集まり、思いを共有することに感動しました。それから私は一人で集会などに参加するようになりました。

戦争で人の命や生活が失われるということに焦りを感じで、何かしなければならない、という思いに突き動かされていました。

当時は、ツイッターやフェイスブックもスマートフォンもなかったため、情報源は「ビラ」でした。私は学校内で友だちに伝えようと「ビラ」を作り学校内で撒きました。

イラク戦争が始まった3月20日以後は、寝袋をもってアメリカ大使館前で泊まり込んで訴えたりしました。

私はそれまで、おまわりさんは優しい人たちと思っていたのですが、大使館前に座り込んでいる私たちを時には暴力を持って排除しようとしたのを見ました。

私は、こんなふうに運動に関わる中で大人の人たちの話から、戦後の運動の歴史や、憲法という

ものの中味、憲法9条だけでなく13条や24条など私たちにとってとても大切なことを書いた条文がたくさんあることを知りました。

中学3生から高校2年までの長期休みの時は沖縄の辺那古の海に行きました。そこで、体を張って基地を建設させない運動を続けている人たちを知り、私も仲間に入れてもらいました。ここでも国の人々が住民を海に突き落とすという姿を見ました。

私は、祖母が安堵した平和を守る憲法を、このままの姿で守りたいのです。

争の加害者になって心の傷を負う人を作りたくない。

安倍政権の憲法破壊をやめさせ、のびのびと安心して生きられる社会を残したい。

安全保障法制によるアメリカとの一体化する政策は、自衛隊をこれまでの中立者から明確な敵兵と豹変させることであり、日本を一気に危険な状態へと陥れます。本裁判提起後である、7月2日、バングラデシュの首都ダッカで、テロ事件が起り7名の日本人が犠牲となりました。私たち日本人は、安全保障法制を制定したことによって、ISのようなアメリカやその同盟国を標的とするテロリストにとっての、標的となりました。私たちの身には現実のテロの危険が迫っています。

また、私たちの国家の基本法である憲法をかくも違法な手続きで破壊した安全保障法制は、私たちに憲法97条が定める「この憲法がさだめる基本的人権は侵すことのできない永久の権利として信託されたものある」ことを、改めて私の心に呼び起しました。私が祖母から教えられた戦争を行わないかけがえのない憲法9条が、安全保障法制によって破壊されてしまったことは私の心中に大きな傷跡を残しました。

安倍政権が強引に成立させた安全保障法制によって、私が、平和の為には最善のものと考えている憲法9条が歪められています。私の中には、主権者としての意識、政府が憲法に従うべき立憲主義という考え方があり、15年以上前に私の中に育まれ、これまで蓄積されてきました。しかし、安全保障法制によって私の考えがドンドン破壊され続け、絶望的な気持ちになっています。

私は祖母から思いを託された者として平和憲法を踏みにじる安保法制を認めることはできません。自分が平和の中で安心して暮らしてきたことを、そのまま次世代に渡すために、安全保障法制を違憲とする原告となります。

以上

## 原告意見陳述 辻 仁 美

私は二人の子どもを育ててきました。娘は、この春、大学を卒業して社会人になりました。息子は大学2年生です。

私は3.11の原発事故までは政治に特に関心を持ったことはなく、いわゆるノンポリでした。3.11以来、政府の出す情報がおかしいのではないかと思うことが重なり、放射能のことや食の安全に関しても、自分で考えて行動しなければと思うようになりました。当時子どもたちは高校生と中学生でしたので、子どもを守るために市民活動をするようになりました。その延長線上に、昨年7月に参加するようになった「安保関連法に反対するママの会」の活動があります。ママの会は「だれの子どももころさせない」を合言葉にしています。

国民の8割が時期早尚と言っていたのにもかかわらず、国会で十分に審議が尽くされないまま、また立法事実のないままに安保法制が強行採決されたとき、私は、とうとう日本が海外に出かけて行って戦争できる国になってしまったのだと絶望感にさいなまれました。

私たちの国は「政府の行為によって再び戦争の惨禍がおこることのないようにすることを決意したのではなかったのですか？」

安倍首相は安保法制の成立を受けて「国民に丁寧に説明していく」といいましたが、安保法制が施行されたいまも、丁寧に説明してくれたことはあったでしょうか。

政府への不信感から、私は、安保法制が施行されてから子どもを持つ母として不安でたまらなくなりました。

原発だらけの日本へのテロ攻撃の心配も現実となってきています。今年3月22日のベルギーのテロ事件を知って、ますますその心配が高まっていたところ、今年の7月初めにはバングラデシュのダッカで明らかに日本人がターゲットになったテロ事件が起きました。ベルギー事件以上に、ダッカ事件は私に恐怖をもたらしました。安保法制によって、日本は外国から見れば、明らかに平和主義を捨てたとみられていることがはっきりしたからです。このようなことは国の内外を問わず、これからは私たちに起きるのだと思い知らされました。

これで「安保法制は国民の生活や安全を守るために必要不可欠」なんていえるのでしょうか？

先月、私は、沖縄の東村・高江のアメリカ軍ヘリパッド建設工事に反対している人々の応援に行きました。参議院選挙が終わるのを待っていたかのような、突然の工事の再開、そして7月22日

に行われた本土の機動隊員によるあまりの横暴な強制排除の映像を見て激しいショックを受けました。だから私は、いてもたってもいられず、高江を行ったのです。

そこで、私が自分の目で見て感じたこと、それは「権力の暴走した実際の姿でした。」本土の各地から動員された若い機動隊員たちが、非暴力で抗議行動をする現地の人々を羽交い絞めにして暴力的に排除する姿がありました。彼らは、法律を無視し自分たちのしたい放題の規制をしており、ここは本当に日本なのだろうかと恐ろしくなったほど、現場はまさに「無法地帯」でした。

戦争できる国になるということは、こういった暴力が許される社会であり、それを現場で担わされるのが若者なのだと実感しました。大学生の半分が利息付の返済が必要な奨学金を借りているという現実に照らすと、息子のような若者を使って、数年先、本土でこの光景であるかもしれないと思うと震えがしました。

私たち普通の市民は、安保法制のもとであっても、この国で生きるしかありません。この社会が、言いたいことも言いにくくなつて徐々に息苦しい社会に変化してきていることも実感しており、押し寄せる圧迫感と不安や恐怖と鬱う毎日になっています。権力の暴走を止めるのが憲法であるはずなのに、憲法にその機能がなくなってしまったら私たちは何をよりどころに暮らしていくべきのでしょうか。

沖縄滞在中に、戦跡を訪ね戦争被害の体験者のお話を聞き戦争とはどういうものかわかりました。戦争をしない国を次世代へ繋いでいくこそが今を生きる私たちの使命なのではないか。そのように思いました。私たちの国はいったいどこに向かおうとしているのですか？

私は、子どもたちには世の中に役に立つ人に育てようと、しっかりと教育をしてきたつもりです。しかし、子ども達を戦争に加担させるために産み育ててきたのでは、断じてありません。武器輸出解禁や自衛隊海外派遣などのニュースは私を不安にさせます。平和に生きる権利を侵害されたと感じます。高江での体験で、さらに不安が増しました。精神的にも肉体的にも大きな負担と苦痛を与えられていると感じます。裁判所におかれでは、どうぞ、この思いをお受け取り下さいますようにお願いいたします。

以上

## 原告意見陳述 河合 節子

戦争によって家族を殺され、傷つけられた被害者の一人として、この安保法制が強引に成立させられること、施行されたことで、私が受けた被害を訴えます。

昭和 20 年 3 月 10 日の東京大空襲は、2 時間あまりの間に東京下町の約 10 万人が焼き殺され、約 100 万人が罹災したというすさまじい戦争被害でした。私は、母親と 2 才、3 才の幼い弟を焼夷弾の火炎の中で、失いました。父親は、大火傷を負いながらも、生き残りましたが、住居、生活用品、食物すべてを失いました。家族全員を奪われた人々も沢山いました。家族も生活のすべも失った者たちが、その後を生きることは、本当に大変なことでした。

大火傷を負った父は、病院に収容されましたが、薬もなく火ぶくれになった皮膚に、油を塗る程度の劣悪な医療環境の中で、やっと命を取りとめました。しかし、眼瞼や唇は反り返り、耳たぶも融けてなくなり、顔中ケロイドの状態になりました。当時、誰もが貧しく、なにがしかの被害を負った生活でしたが、それでも父のケロイドの顔面は人が目を背けるようなひどい様子でした。父が奇異の目にさらされながらも、働いて、幼い私を育てることは、どんなに大変だったかと思います。父はそんな被害を受けながらも、妻や子を守ってやれなかつたことに苦しんでいました。父の辛さ切なさが分かる年齢になり、私自身も胸のつぶれる思いです。

戦時中、兵士も戦いましたが、一般市民も戦争にまき込まれました。自分達の住む街が戦場になったのです。近代戦においては、国のすべての住人が標的となりました。

私の人生は、母や弟たちを失い、父を苦しめ続けた、そんな戦争の傷跡の中で形作られてきたのです。

国内外に膨大な被害をもたらして終わった戦争の結果、「私達は、もう二度と戦争はしない」と決め、現在の憲法が制定されました。私に大きな重荷を負わせた戦争を「やってはいけないことだ」と国が認め、「二度と戦争しない」と私たちに約束してくれたのです。二度と私のような苦しみを子どもや孫たちが負うことになると、その約束と引き換えに大きな心痛みや苦しみをこらえて生きてきました。

私は、いわゆる東京大空襲の被害者として国を相手に裁判を起こす原告になり、約 7 年間裁判をしました。でも、司法は、この戦争被害についての救済の必要性を判断せず、立法府にゆだねました。

ところが、国の立法機関は、司法に指摘されたかつての戦争の後始末をするどころか、その反省さえ忘れてしまいました。

この安保法制に、私達戦争体験者は 70 数年前の異常な日々のくらしの記憶を呼び覚まされ、更に、自分や家族の頭上に、火の玉となって戦争が降ってくると、怯えて暮らすことになりました。何十年経とうとも、消えることのない心の傷は、この法制の成立によって、再びかさぶたをはがされるように、生々しい心の傷としてすべてが蘇ってきます。亡くなった母の顔や、小さかった弟たち、そして苦しんで苦しんで私を育てくれた父のあのケロイドの残った面影、すべてが今現実のものとして蘇ってくるのです。

戦争する国になることは世界を平和にはしません。恨みが恨みを招き、やがてその恨みは自分たちの元に返ってきます。私は、9 条の戦わない平和な日本を家族の犠牲と自分の人生の犠牲の引き換えに 70 年手にしてきました。この先人の犠牲を無にするようなことは絶対にやめてください。裁判所は私たちの被害をしっかり受け止めてください。

以上

## 原告意見陳述 新倉 裕史

神奈川県横須賀市の南部、長沢に暮らしている新倉裕史と申します。住まいは、在日米海軍横須賀基地から約 10 キロメートルの距離にあります。

父親が米軍基地で働いていたため、基地の存在は幼いころから身近に感じていました。慣れ親しんでいた基地ですが、成人するにつれてその存在に疑問を持つようになりました。現在、小さな市民運動に参加し、基地の存在と市民の平和な暮らしについて、考え続けています。

安保法制が成立しました。基地の街に暮らす市民として、安保法制の成立は、大きな不安材料です。本日、この場で証言する機会を頂きましたので、基地の街の住民が抱いている不安について、証言できればと思います。

最初に、米海軍横須賀基地に配備されている米艦船が、実際にしてきたことについて報告します。

横須賀基地を母港とする空母機動部隊は、湾岸戦争、イラク戦争で、先制攻撃の中軸を担ってきました。イラク戦争では横須賀母港の 2 隻のイージス艦が、巡航ミサイル・トマホークを発射して戦争が始まっています。先制攻撃のあと横須賀母港の空母キティーホークの艦載機が 500 回以上の攻撃を行いました。

イラク戦争の犠牲者は19万人。その7割の13万4000人が戦闘に巻き込まれて死亡した一般市民といわれています。アメリカ軍兵士の戦死も4500人を超え、除隊後の自殺者や戦争後遺症に苦しむ元兵士の多さが深刻な問題となっています。

開戦理由とされた、フセイン政権による「大量破壊兵器の保有」も、「テロリストをかくまっている」も事実ではなかったことが、米国自身の調査で明らかになっています。

今年7月には、同盟軍であったイギリスの独立調査委員会（チルコット委員会）も、「侵攻は法的根拠を十分に満たしていたと言うにはほど遠い」と調査報告書を発表しました。

基地の街に暮らす市民として心に重くのしかかるのは、こうした国際法に反した先制攻撃による軍事力の投入が「平和」を遠ざけ、より大きな混乱を作り出しているという現実です。歴史学者のエマニュエル・トッドは「ISを生んだのは、アメリカのイラク侵攻だ」（朝日、2015.2.19）と指摘します。欧米諸国が過去数十年にわたって繰り返してきた空爆や地上戦が、夥しい数の中東の市民を犠牲にしてきたことが、今日の「テロの脅威」を呼び込んでいます。

こうした現状を冷静に見れば、安保法制の成立によって、私たちが暮らしている横須賀の米軍と自衛隊が、より同盟化を強め、一緒になって、新たなテロを生み出すことにつながる軍事行動を起こすことになりはしないかと、心から心配しています。

米軍基地自身が、随分前から「テロ」を現実問題と考えていることを、私たちは知っています。

2001年9月11日、アメリカで発生した「同時多発テロ」に関連して、在日米軍基地がとった対応をみれば、そのことは明らかです。

9.11 「テロ」の直後、米陸軍相模補給廠の入口には土嚢が積まれ、その上部には機関銃が据え付けられました。重武装の兵士が構える銃口は市民に向かっていました。

横須賀基地の正面ゲートでは、基地で働く人々の通勤時には、弁当の中身や着替えの下着までがチェックされ、人権侵害の指摘が新聞記事になりました。

9.11の2日前の「星条旗新聞」は、1面で「テロに注意、韓国と日本の米軍基地が攻撃の対象に」という警告記事を掲載していました。

そして、空母キティーホークは、テロを恐れて横須賀基地から避難しました。このとき、横須賀

の海上自衛隊の2隻の護衛艦は、集団的自衛権の行使というべき、米空母の警護をすでに行っています。14年前のことです。安保法制の成立によって、こうした軍事行動がより日常的ななれば、米軍自身が自覚している横須賀基地への「テロ」の脅威は、さらに増すものと思います。

行政も、「テロ」問題を現実的な問題として扱っています。

横須賀市の「国民保護計画」（2011年3月）は第1編「総論」、第5章「市国民保護計画が対象とする事態」のなかで、「基地等の機能発揮阻止のため、これらの攻撃が想定される」と位置づけています。

さらに横須賀市の「国民保護計画」は、こうした攻撃には、「武力攻撃原子力災害」が含まれ、「米海軍の原子力艦が横須賀基地へ寄港することから、原子力艦の武力攻撃原子力災害に対しても対処を定める必要があるという特殊な地域特性を持っている」（第3編、第4章）と書きます。

2008年から横須賀に配備された原子力空母は、一時寄港ではなく、横須賀基地で定期修理を行い、平均的な滞在日数は200日前後。加えて、原子力潜水艦の寄港もあり、年に300日近くは、横須賀基地に原子力艦が停泊しているのが現状です。こうした原子力艦が攻撃され、原子炉が破壊されれば、取り返しのつかない惨事となります。その被害は、首都圏全域に広がると、原子力情報資料室のシミュレーション結果は警告します。

以上